

前橋市廣報

前橋市廣報社 前橋市東區新町一丁目 電話 二二二二

新しい選挙人名簿を

今月五日から十九日まで縦覧

本年九月十五日現在編製した基
本選挙人名簿を、十一月五日から
十九日まで、毎日午前八時三
十分から午後五時まで、市選挙管
理委員会(市役所庶務課内)で
縦覧に供することになりました。
出所、選挙所はその区域内

第百二號

の分の副本を頒布しておりますから
御覧下さい。この名簿は本年十二
月一日から明年十一月十九日ま
までの間に行われる、いろいろの選挙
に使用するもので、名簿に漏れ
ている選挙権者もありませんから、
有権者の皆さまが御覧になり、漏れ
て漏れていないや、間違っている
ものは、十月十九日までにその
旨を市選挙管理委員会に出して下
さい。この場合選挙管理委員会に
は調査の上名簿を訂正致します。
この基本選挙人名簿に記載される
者は次の通りです。
①年令二十以上の者(昭和十
年十一月一日までに生れた者)
②住所期間、九月十五日までに三
ヶ月以上前橋市に居住した者

世帯 三三、八六四 人口 一七一、二六五

本市國勢調査の概數

去る十月一日行われた國勢調査は本市では七月二十五日以前前橋市
勢調査部の調査結果、九月十四日からの準備調査、十月一日
の本調査及び調査結果の集計、十月十五日の提出期限に至るまで
の間、各役の区長さんを始め公五五五による多数の調査員、及び
市議員さんの御協力により無事調査を終了しました。その結果
本市の世帯數、男女別の概數は

世帯 三三、八六四世帯
人口 一七一、二六五人
男 八二、五三〇人 女 八八、七三五人
以上の通りとなりました。なお正確な数字は総務府統計局から送
渡されることになっております。(総務部市出部)

産米第二次豫約申込

期限は来る十五日迄です

なほ追加の豫約額はの通りです
①申込の期限は十一月十五日ま
で、これについては豫約金の交
払いはないが、その他の条件は
前同と同様です。
②この第二次の約については豫
約金の手定は必要ありません。

市議會臨時會の經過

市議會臨時會は十月十二日午後二
時四十五分から開会され、出席議
員三十九名、当局より市長以下副
議長等出席、大、知事、前市長
会派と委員会附託となつていた
請願第七号及び第八号の審議行
われ、第七号「浦里地区児童遊
立」についてを白石、市、社会
員長から、同じく第八号「市之野
池内の湖沼整備促進」についてを
山上議員長からそれぞれ委員
会審議報告された後、質疑討論の
後、委員長の報告通り第七号は採
決、第八号は採決の決議を行

狩猟解禁今月一日から

狩猟解禁は十一月一日から翌年十月十五日までです。狩猟をする
人は必ず狩猟免許(獵銃など)または狩猟資格(獵銃)を受け
て下さい。地方事務所が審議で交付いたします。鳥獣調査許可証
の有効期間は、発行の日から一年です。引続き調査する方は、必
ず許可の更新申請を下さい。

- ①委員会 十一月一日 効力発生
期日
- ②選挙所 市内四、六明選挙所を
含む。は市議員選挙、出選所
区域は変更なし
- ③手続 印刷、主査購入、選挙持
参し、各選挙区に備付の選挙券更
新用紙に所定事項を記入、印の
上届出下さい。
- ④お米の届出は、選挙券を添付、世
帯員以外の方で代り届出する
ことは出来ません。又選挙券更
新の方は、従来のお米屋さん
に対する配給氏名の関係は
請願し頂くことになっており
ます。

- ⑤お米の希望配給 現在行つ
ております配給の外に希望配給
給を希望する方に、差切り十
一月分を次のとおり配給します
から、御希望の方は各自商店へ
御用込下さい。
- ⑥配給の對象 一般の消費者と生
産者用及び旅行用者の主食購
入運搬の費用者の方
- ⑦配給の量 現在在りて配給を
受けている年令強配給の標準量
に三〇三分
- ⑧配給の期日及種類 配給の期間
は十一月、お米の種類は内地
米です。
- ⑨配給の価格 一キロ当り八四円
五〇銭 (総務部市出部)

お米屋さんの登録

十一月一日からお米屋さんの登録
要領書を出しますから、要領書を
される方は次の期間内に登録所
日、

